

## 第25期第32回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和8年3月5日(木曜日) 13:30~14:30

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第10番	田村伊佐雄
第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	眞鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第8番	神野明仁
第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第3番	加藤宏司	第10番	千葉英明
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治

#### (3) 欠席委員

第5番	小野義尚	第12番	飯尾博光
-----	------	------	------

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	竹林啓
事務局次長	中島康治	主任	井上貴清

### 4 傍聴者

なし

## 5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について  
農政関係 農地利用意向調査について

---

◇

---

### 13時30分開会

#### 【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人・推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、藤田会長よろしくお願いたします。

#### 【藤田会長】

皆さん、こんにちは。

最近は大いぶ暖かくなり、過ごしやすくなってきました。ただ、その一方で季節の変わり目ということもあり、少し体調を崩される方も見受けられるように感じます。これから本格的に暖かくなってくると、虫も動き始め、季節の変化がよりはっきりとしてきます。皆さん活動的になってきているように見受けられますので、引き続き様々な取組みに御参加いただければと思います。

それでは、ただいまから第32回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係の議案第1号から第4号まで、農政関係は「農地利用意向調査について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において田村伊佐雄委員と田坂健次委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして、報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の賃借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

#### 【竹林事務局次長】

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定で、申請件

数は1件です。

2ページをお開きください。

1番、船木字高祖、畑1筆、509㎡、譲受人は1-1さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を借り受けるため、申請が提出されたもので、作付けはサツマイモ、玉ネギ、大根を予定しているとのこと。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしく願いいたします。

**【藤田会長】**

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、藤田隆委員から報告をいただきます。

藤田隆委員お願いします。

**【藤田隆委員】**

報告いたします。

2月17日に譲受人と面談し、状況を聞き取りました。新規就農に向けた状況ですが、譲受人は30馬力のトラクターを導入し、作付け可能な状態に整えています。譲受人には農業経験者の知人がおり、様々な相談が可能な環境にあるとのことでした。今後の計画としては、認定新規就農者を目指したいとの意向があり、野菜の栽培と販売を進めながら経営規模の拡大も図りたいとのことでした。そのため、早期に農林水産課に相談するよう助言しました。

以上を踏まえ、許可しても問題はないと判断しております。

御審議の程よろしく願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の賃借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

#### 【竹林事務局次長】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は6件です。

4ページをお開きください。

9番、角野新田町三丁目、田2筆、合計面積1,370㎡、譲受人は市内在住の2-1さん。譲受人は、現在3反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは水稻、サツマイモ、玉ネギ、大根を予定しているとのことです。

10番、岸の上町一丁目、田1筆、面積938㎡、譲受人は市内在住の2-2さん。譲受人は、現在2反6畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を贈与により取得するため、申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

5ページを御覧ください。

11番、角野新田町二丁目、畑1筆、面積905㎡、譲受人は市内在住の2-3さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは榊、トウモロコシ、ジャガイモ等を予定しているとのことです。

12番、東田一丁目、田1筆、面積515㎡、譲受人は市外在住の2-4さん。譲受人は、現在3反8畝ほどの農地を耕作しており、今回、当初所有者の死亡に伴い、公正証書遺言により申請地について特定遺贈を受けるため、申請が提出されたもので、作付けは引き続き水稻を予定しているとのことです。特定遺贈と申しますのは、遺言で特定の財産を指定して、特定の人に贈る遺贈のことで、法定相続人への特定遺贈や包括遺贈は、農地法第3条の許可申請は不要ですが、今回のように法定相続人以外への特定遺贈は許可申請が必要になります。

6ページをお開きください。

13番、宇高町三丁目、田1筆、面積621㎡、譲受人は市内在住の2-5さん。譲受人は、今回、営農を再開することを目的に、贈与により申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは水稻、里芋を予定しているとのことです。

14番、東田一丁目、田4筆、合計面積1,408㎡、譲受人は市内在住の2-6さ

ん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を贈与により取得するため、申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

以上、9番から14番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしく願いいたします。

#### 【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、9番及び11番は小野春雄委員から、10番は近藤美喜男委員から、12番及び14番は田坂健次委員から、13番は近藤孝志委員からそれぞれ報告をいただきます。

まず、小野春雄委員お願いします。

#### 【小野(春)委員】

まず、9番につきましては、申請地は草を刈り取り耕起されており、すぐに作付けできる状態です。夫婦そろって健康面に問題なく、地域との調和要件も特に問題はありません。

次に、11番につきましては、譲受人とその夫と面談し、農地の利用状況を聞き取りました。こちらも夫婦そろって健康面に問題なく、息子さんや夫の弟さんの協力を得て営農を推進していく準備ができていることを確認しました。地域との調和要件も特に問題はありません。

#### 【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、近藤美喜男委員お願いします。

#### 【近藤(美)委員】

申請のありました地域は、遊休農地が多い状況にあります。その中で譲受人は、普段から農地を荒らすことなく、米作りを中心にしっかりと管理をされています。地域との調和についても問題ありません。譲受人は地区のリーダー的存在であり、川ざらいなどの作業も積極的に差配してくれており、大いに助かっております。

現在の農地状況についても、遊休化する気配はなく、農地管理が難しくなりそうな箇所についても適切に対応してくれていますので、非常に信頼できる方だと考えています。

以上の点から、特に問題はないと判断しています。

御審議の程よろしく願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。続いて、田坂健次委員お願いします。

**【田坂委員】**

報告いたします。

まず、12番につきましては、譲受人の実家が申請地の近くにあり、生まれ育った地域で農業を続けたいという意向があります。申請地は、親族が長年協力して耕作を継続してきた農地であり、現在もトラクターで耕起され、稲作の準備が整っております。境界も明確で、進入路や水路の状態も良好であり、特段の問題はありません。今後も引き続き安定して農業を行う環境が整っていると判断しています。

また、申請地は農作業や作物管理に非常に適した立地です。譲受人は地元農家で育ち、農業知識や技術も十分にあり、農業経営の継続を目指しています。地域の農業関係の行事にも積極的に参加しており、周辺への聞き取り調査でも、地域との調和に問題はないとの回答を得ています。

次に、14番につきましては、申請地は以前から譲受人とその両親が稲作をしており、現在もトラクターで耕して稲作の準備が整っております。同じく境界も明確で、進入路や水路状態も良好であり、特段の問題はありません。申請地は譲受人宅に隣接しておりまして、農作業や作物の管理に最適な立地であります。譲受人も農家で育ち知識が豊富で、技術もあります。農業経営の継続を目指しております。

また、農業関係の行事にも参加していますし、周辺の聞き取り調査でも、地域との調和には問題なく、許可しても支障がないことを報告いたします。

御審議よろしくお願いたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。続いて、近藤孝志委員お願いします。

**【近藤(孝)委員】**

譲受人への聞き取りを行いました。現在、申請地は耕耘しており、農地として問題はないほか、周辺農地への影響もなく、地域との調和要件も良好です。御審議の程よろしくお願いたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

以上、9番から14番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【渡邊委員】

譲受人は高松市在住とのことですが。

【竹林事務局次長】

御指摘いただきましたように、譲受人宅は高松市でございますが、農作業の繁忙期には帰省し、農作業に従事しておられます。妹さん世帯が中心となって一家で農業をされていると伺っております。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

7ページを御覧ください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で申請件数は8件です。

8ページをお開きください。

20番、角野新田町一丁目、畑1筆、譲受人は3-1さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

21番、岸の上町二丁目、畑1筆、譲受人は3-2さん外1名。内容は自己住宅1戸134.77㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

22番、萩生字治良丸、畑1筆、譲受人は3-3さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

9ページを御覧ください。

23番、多喜浜二丁目、田8筆、譲受人は3-4さん。内容は露天資材置場及び露天

駐車場、一体利用地として雑種地2, 157㎡及び宅地612.36㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

24番、外山町、田1筆、譲受人は3-5さん。内容は自己住宅1戸164.09㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

25番、阿島四丁目、田2筆、譲受人は3-6さん。内容は太陽光発電施設、一体利用地として宅地419㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

26番、船木字東国領、田3筆、譲受人は3-7さん。内容は建売住宅6戸377.52㎡、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内にかとうクリニック及び船木小学校が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

27番、久保田町一丁目、田1筆、譲受人は3-8さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、20番から27番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく申し上げます。

#### 【藤田会長】

以上、20番から27番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

11ページを御覧ください。

議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を議題

に供しますが、私と渡邊勝俊委員が関係しておりますので、退室し議長を伊藤会長代理に交代いたします。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退室・議長交代)

**【伊藤会長代理】**

休憩前に引き続き会議を開きます。  
事務局から議案の説明をお願いします。

**【竹林事務局次長】**

議案第4号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)でございます。

当該計画(案)の内容といたしましては、田46筆、畑28筆、合計面積56,609㎡でございます。

12ページから17ページまでを御覧ください。

権利の設定を受ける者は、33番の4-1さんから106番の4-2さんまでの9名でございまして、内訳といたしまして、まず、新規設定9筆のうち、存続期間10年間で1筆、5年間で8筆で、権利の種類については全て使用貸借権となっております。次に、再設定65筆のうち、存続期間10年間で3筆、5年間で62筆で、権利の種類については使用貸借権が54筆、賃貸借権が11筆となっております。

以上の事案につきまして、申出書等にて一般的な要件を満たしていることを確認いたしております。御審議よろしくお願いいたします。

**【伊藤会長代理】**

以上、3番について質疑に入ります。  
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を承認相当として機構に意見を送付いたします。

それでは議案第4号の審議が終了しましたので、委員の入室を求めます。ここで暫時

休憩し議長を交代いたします。

(委員入室・議長交代)

【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を開きます。

18ページをお開きください。

報告事項は「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。事務局から報告をお願いします。

【竹林事務局次長】

引き続き農業経営を行っている旨の証明について、御報告いたします。租税特別措置法第70条の6（相続税）の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。納税猶予の特例を受けている農業相続人は、納税猶予期間中、3年ごとに、「引き続き農業経営を行っている旨の証明」等を添えて、税務署に届け出ることとなっております。

第1番、船木、計3筆、相続人は、市内在住の5-1さんです。地元委員の神野明仁委員さん及び事務局職員が、それぞれ該当農地を現地調査して、適正に管理されていることを確認いたしました。

以上、御報告いたします。

【藤田会長】

続きまして、19ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時10分から総会を再開いたします。

～休憩～

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより農政関係の議題に入ります。

「農地利用意向調査及び貸したい農地一覧について」事務局から説明をお願いします。

**【中島事務局次長】**

農地における利用の意向調査についてです。

昨年、8月と9月に行いました農地パトロールの結果、新規に遊休農地と判定された農地で生存している所有者を対象とし、昨年11月に郵便にて意向調査を送付した結果を報告いたします。

今回、意向調査の対象となった35件に郵送し、1月末現在23件で回答がありました。回答の内訳としては、

- 1 農地中間管理事業を利用します。6件
- 2 自ら所有権の移転等の権利の設定もしくは移転を行います。0件
- 3 自ら耕作、売りたい。4件
- 4 その他が、13件

次に、お手元に配布しております、「資料 令和7年度利用意向調査未回答分リスト」をお目通しください。

こちらのリストは、意向調査を郵送しましたが、返事のない人のリストになります。委員の方で情報をお持ちの方がいらっしゃいましたら、その方に直接問い合わせ等をしていただき意向を確認の上、遊休農地の解消に向けての取り組みをお願いします。また、来年度につきましても、8月から9月にかけて農地パトロールを例年どおりの方法で実施の予定としておりますのでよろしくお願いいたします。次に、お手元に配布しております、「貸したい希望農地一覧」をお目通しください。こちらの一覧表は、過去の台帳調査の際や、事務局の窓口にて誰かに作ってほしいと申請されたもの、また、意向調査により、貸したいと希望があった農地の一覧になります。貸したい希望の農地については、事務局に置いている地図に色ぬりもしていますので、リストと併せて、今後の活動の参考にさせていただき、担い手への農地の集積と遊休農地の解消に御協力いただきたいと思います。

**【藤田会長】**

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はございませんか。

**【藤田会長】**

御質問がないようですので、以上をもちまして、第32回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

**【原事務局長】**

御起立ください。礼。ありがとうございました。

14時30分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

会長代理

委 員

委 員